

## 入札説明書

野洲市の「新野洲クリーンセンター建設工事（以下「本工事」という。）」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 26 年 4 月 28 日

2. 契約担当者等

野洲市長 山仲 善彰

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 工事の概要等

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 工事番号 | 26-建1号                         |
| (2) 工事名  | 新野洲クリーンセンター建設工事                |
| (3) 工事場所 | 滋賀県野洲市大篠原 3333-10 一部、3334、3335 |
| (4) 施設規模 | 熱回収施設 43t/24h (21.5t/24h×2 炉)  |

リサイクルセンター 8t/5h

〔 不燃・粗大ごみ 7t/5h 〕  
〔 ペットボトル 1t/5h 〕

- |              |   |
|--------------|---|
| (5) 敷地面積     | 約 3.1ha (工事対象面積：約 1.5ha)                                      |
| (6) 造成地盤高    | 147.7 (148.0)m  |
| (7) 工期       | 契約日から平成 28 年 9 月 30 日まで                                       |
| (8) 予定価格     | 事後公表  |
| (9) 最低制限価格   | 設定する(非公表)   |
| (10) 発注方式    | 本工事は、実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注とする。                             |
| (11) 実施範囲    | 本工事の設計・施工に必要な全てとし、本市の要請に応じて各種申請等の支援を行うものとする。                  |
| (12) 交付金対象事業 | 本工事は、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として実施するため、指定された期日までに交付金申請関連書類を作成すること。 |

4. 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する単独企業とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 26 年度野洲市の建設工事入札参加資格者名簿において「清掃施設工事」の登録を受けている者であること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、清掃施設工事に係る総合評定値が 1,000 点以上の者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の 1) から 5) の要件に該当する者でないこと。
  - 1) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - 2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - 3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - 4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項及び第 15 条の規定に基づく清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (6) 次に掲げる施設に係る全ての要件を満たした実績を単体で有すること。

- 1) 公告日の前日から起算して前 10 年以内の期間に国内で一般廃棄物処理施設として全連続式ストーカ炉の元請による完成引渡の実績を有し、その後 2 年以上の安定稼働の実績を有すること。
  - 2) 公告日の前日から起算して前 10 年以内の期間に国内で一般廃棄物処理施設としてリサイクルセンターの元請による完成引渡の実績を有すること。
- (7) 見積設計図書（施設概要説明図書、図面、設計仕様書、工事工程表などの図書（以下のとおり）を作成し、新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会において一定の技術水準に達していることが確認されていること。（確認書交付）又は、申請書提出後、次のとおり同等の見積設計図書を提出し、担当課における技術審査を受けたものであること。
- 1) 提出及び審査期間
    - :平成 26 年 4 月 30 日(水)から平成 26 年 5 月 20 日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで(正午から午後 1 時までの間を除く。)
  - 2) 提出先：滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 2
    - 野洲市 環境経済部 環境課 野洲クリーンセンター整備室
    - 電話 077-588-0568(直通)
    - E-mail : clean@city.yasu.lg.jp
  - 3) 提出方法：申請書等を直接持参すること。郵送等は受け付けない。
  - 4) 提出書類：見積設計図書（内訳のとおりの）3 部。仕様書は A4 判、図面は開いて A3 版 2 つ折製本とし、それぞれ別冊とすること。提出図書はすべて乾式コピーもしくは同等品とすること。なお、見積設計図書の作成に要する経費は競争参加資格者の負担とする。

・熱回収施設

ア 施設概要説明図書

- ①施設全体配置図
- ②全体動線計画
- ③各設備概要説明
  - ・主要設備概要説明書
  - ・各プロセスの説明書
  - ・独自の設備の説明書
  - ・焼却炉制御の説明書（炉温制御等）
  - ・排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む）
  - ・非常措置に対する説明書
- ④設計基本数値計算書（設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。）
  - ・クレーンデューティサイクル計算書
  - ・物質収支
  - ・熱収支
  - ・用役収支（電力、水、燃料、薬品（排ガス処理、排水処理等）等）
  - ・処理能力曲線及び算出根拠
  - ・熱回収率計算書（余熱利用設備へ温水を供給する場合）
  - ・主要機器設計計算書（容量計算書を含む）
- ⑤運転管理条件
  - ・年間維持補修経費（引渡より 15 年分）（様式①）
  - ・年間用役費（様式②）

（用役費は以下の条件で算出すること。）

熱回収施設は、1 炉稼働日数 165 日/年、2 炉稼働日数 185 日/年、年間 6 回の立上げを行い、全炉停止は年 2 回で合計 15 日とする。

用役単価は次のとおりとする。

電力

基本料金	1,323 円/kW（リサイクルセンター分を含む）
買電料金	15.34 円/kWh(夏期：7 月～9 月)

14. 28 円/kWh(冬期：10 月～翌年 6 月)

水道 (2 ヶ月当たり)

基本料金	2,500 円/m <sup>3</sup>	(リサイクルセンター分を含む)
使用料金	～20m <sup>3</sup>	60 円/m <sup>3</sup>
	21～30m <sup>3</sup>	100 円/m <sup>3</sup>
	31～70m <sup>3</sup>	110 円/m <sup>3</sup>
	71～150m <sup>3</sup>	120 円/m <sup>3</sup>
	151～200m <sup>3</sup>	130 円/m <sup>3</sup>
	201～300m <sup>3</sup>	145 円/m <sup>3</sup>
	301m <sup>3</sup> ～	165 円/m <sup>3</sup>

下水道 (2 ヶ月当たり)

基本料金	810 円/m <sup>3</sup>	(リサイクルセンター分を含む)
使用料金	～20m <sup>3</sup>	100 円/m <sup>3</sup>
	21～60m <sup>3</sup>	125 円/m <sup>3</sup>
	61～100m <sup>3</sup>	155 円/m <sup>3</sup>
	101～200m <sup>3</sup>	165 円/m <sup>3</sup>
	201～400m <sup>3</sup>	175 円/m <sup>3</sup>
	401m <sup>3</sup> ～	195 円/m <sup>3</sup>

灯油 85 円/L (※平成 25 年 8 月現在)

その他薬品、油脂類については各社仕様とする。

- ・運転維持管理人員
- ・機器取扱に必要な資格者リスト

- ⑥労働安全衛生対策
- ⑦公害防止対策
- ⑧主要機器の耐用年数
- ⑨アフターサービス体制

イ 設計仕様書

設備別機器仕様書 (形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材質、操作条件等)

ウ 図面

- ①全体配置図及び動線計画図 (1/500～1/1000)
- ②各階機器配置図 (1/200～1/400)
- ③建物及び焼却炉断面図 (1/200～1/400)
- ④フローシート
  - ・ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰 (計装フロー兼用のこと)
  - ・有害ガス除去
  - ・集じん灰処理
  - ・余熱利用
  - ・給水 (上水他)
  - ・排水処理 (ごみピット排水・プラント系排水・生活系排水)
  - ・補助燃料
  - ・圧縮空気
- ⑤電算機システム構成図
- ⑥電気設備主要回路単線系統図
- ⑦工場棟立面図 (東西南北)
- ⑧建築仕上表

エ 工事工程表 (リサイクルセンター含む)

・リサイクルセンター

ア 施設概要説明図書

- ①施設全体配置図
- ②全体動線計画
- ③各設備概要説明
  - ・主要設備概要説明書

- ・各プロセスの説明書
- ・独自の設備の説明書
- ④設計基本数値計算書
  - ・物質収支
  - ・用役収支（電力、水、燃料、薬品等）
  - ・容量計算、性能計算
- ⑤運転管理条件
  - ・年間維持補修経費（引渡より15年分）（様式①）
  - ・年間用役費（様式②）
 用役費は以下の条件で算出すること。  
 リサイクルセンターは、運転日数265日/年、運転時間5時間/日とする。  
 用役単価は熱回収施設と同様とする。
  - ・運転維持管理人員
  - ・機器取扱に必要な資格者リスト
- ⑥労働安全衛生対策
- ⑦公害防止対策
- ⑧防爆及び爆発時の対策
- ⑨主要機器の耐用年数
- ⑩アフターサービス体制

イ 設計仕様書

設備別機器仕様書

（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材料、操作条件等）

ウ 図面

熱回収施設と兼用できるものは兼用を可とする。

- ①全体配置図及び動線計画図（1/500～1/1,000）
- ②各階機器配置図（1/200～1/400）
- ③断面図（1/200～1/400）
- ④フローシート（ごみ、集じん、脱臭、給排水など）
- ⑤電気設備主要回路単線系統図
- ⑥工場棟立面図（東西南北）
- ⑦建築仕上表（各室面積、建築面積等を含む）

(8) 施設稼働後15年間において、処理ごみ1トン当たりの維持管理費及び用役費が現野洲クリーンセンターの維持管理費及び用役費と比して同等又は大幅に上回らない(1割程度を上限)こと。なお、本条件は、申請書提出時点におけるものであり、契約後のかし担保とするものではない。

1) (7) .の規定により提出する見積設計図書の年間維持補修経費（様式①）及び年間用役費（様式②）に基づき、以下の算定基準により確認する。

\*算定基準 (イ+ウ) / ア ≒ オ / エ

ア 稼働後15年間の処理ごみ量 193,920 t

(発注仕様書に規定するH28年度年間処理ごみ量/11,488 t + 1,140 t) × 15年間

イ 稼働後15年間の維持管理費 様式①年間維持管理費（熱回収施設及びリサイクルセンター）の15年間の累計額

ウ 稼働後15年間の用役費 様式②年間用役費（熱回収施設及びリサイクルセンター）の15年間の累計額

エ 現野洲クリーンセンターの過去15年間のごみ処理量 173,203 t（プラスチック容器包装を除く。）

オ 現野洲クリーンセンターの過去15年間の維持管理費及び用役費 2,363,033 千円

2) (7) .の規定により既に見積設計図書を提出し、技術審査を経た場合においても、1)の規定に基づき、再度、様式①及び様式②を提出することができるものとする。

(9) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

1) 建設業法第26条の規定に基づく清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有

- する者を配置すること。
- 2) 配置予定技術者については、直接的、かつ、恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)が必要であるので、その関係を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
- なお、上記1)の写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的、かつ、恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から契約締結時までの期間に、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。また、国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていないこと。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 1) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- 2) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (13) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
- (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(11)にいう「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。  
株式会社日建技術コンサルタント 滋賀事務所
- (2) 上記4(11)にいう「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
  - 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
  - 2) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

## 6. 担当部局

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1  
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当  
電話 077-587-6038(直通)

## 7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、野洲市長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、上記4の(7)・(8)については、新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会の確認書の交付を受ける者は、その写しを添付し、交付を受けていない者は、申請書を提出後、技術審査を受けておくこと。  
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
  - 1) 提出期間：平成26年4月30日(水)から平成26年5月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
  - 2) 提出先：滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所庁舎本館 2 階)  
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
  - 3) 提出方法：申請書等を直接持参すること。郵送等は受け付けない。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
  - 1) 配置を予定する技術者
    - ア) 配置予定技術者の有する資格取得証、監理技術者資格者証の表面の写しを添付すること。なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも添付すること。
    - イ) 配置予定技術者については、直接的、かつ、恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)が必要であるので、その関係を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。  
なお、上記ア)の写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
    - ウ) 配置予定技術者については、同一の技術者を重複して複数工事の候補者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を当該工事の現場に配置できなくなった場合は、直ちに申請書及び資料の取り下げもしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者は、入札参加停止等の措置を行うことがある。
    - エ) 配置予定技術者の申請人数は1名に限る。
  - 2) 建設業法に基づく清掃施設工事業の許可を受けていることが確認できる書類(支店、営業所の一覧を含む建設業許可書等)の写しを添付すること。
  - 3) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。
  - 4) 暴力団等の排除措置に伴う誓約書及び会社役員名簿  
(下請人等からも誓約書及び会社役員名簿の提出を求めることがある。)
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は次の日時及び場所において書面により通知する。

- 1) 日時 平成26年5月28日(水) 午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- 2) 場所 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所庁舎本館 2 階)  
野洲市 総務部 総務課

(5) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 野洲市長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先

野洲市 総務部 総務課 契約管財担当

電話 077-587-6038(直通)

野洲市 環境経済部 環境課 野洲クリーンセンター整備室

電話 077-588-0568(直通)

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

- 1) 提出期限：平成26年5月30日(金)午後4時00分

- 2) 提出先：上記7(1)に同じ

- 3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 野洲市長は、説明を求められたときは、平成26年6月6日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 発注仕様書の貸出

上記7の規定に従い申請書の受付確認を受けた者は、次により発注仕様書を貸出しする。

- (1) 貸出場所 上記7(1)に同じ

- (2) 貸出方法 発注仕様書借受書(様式)を提出すること。

- (3) 貸出期間 平成26年6月12日(木)まで貸し出しするものとし入札前に返却すること。

10. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。ただし、現地見学を希望する者は、次により事前に承諾を得て現地見学を行うことができる。

- (1) 連絡先 野洲市 環境経済部 環境課 野洲クリーンセンター整備室

電話 077-588-0568(直通)

- (2) 連絡事項 見学希望日時、見学者氏名及び連絡先

- (3) その他 現地見学時の質問等は、受け付けない。

11. 入札説明書、見積りに必要な図書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、原則として質疑回答書(様式2)を電送により提出すること。

- 1) 提出期間：平成26年4月30日(水)から平成26年5月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

ただし、最終日の5月28日(水)については正午までとする。

- 2) 提出先：滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 2

野洲市 環境経済部 環境課 野洲クリーンセンター整備室

電話 077-588-0568(直通)

E-mail : clean@city.yasu.lg.jp

- 3) 提出方法：原則として別記様式1に記載したE-mailアドレスから電送により提出するものとし、必ず着信したことを確認すること。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

- 1) 日時：平成26年6月4日(水) 午後より

2) 方法:本競争の参加希望者に、原則として別記様式1に記載したE-mailアドレス宛に電送により回答する。

12. 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時

平成26年6月12日(木)午前9時30分 野洲市中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原2400番地)2階 防災研修室にて行う。

(2) 競争入札の執行に当たっては、野洲市長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13. 入札方法等

(1) 入札書は、直接持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 入札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 予定価格に達しない場合は、再度入札の2回と合わせ3回までとする。

(4) 入札執行者および入札者の立会いにより執行される入札においては、入札件名を記載した封筒は省略します。

14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、金融機関、又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

15. 工事積算内訳書の提出

(1) 入札時に工事積算内訳書の提出を求める。図面等の仕様書により適正に積算し作成すること。なお、工事積算内訳書は入札書と同額であること。(同額でない場合や金額訂正された内訳書は、無効となります。)

(2) 工事積算内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること(発注者名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること)。なお、様式は市ホームページからダウンロードすることも可能。

(3) 工事積算内訳書は返却しない。

(4) 工事積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札参加者は押印及び記名を行った工事積算内訳書を提出しなければならず、野洲市長(補助者を含む。)が提出された工事積算内訳書について説明を求めることがある。

16. 開札

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(2) 最低制限価格未満の入札は失格とし、本件の入札に再度参加することができない。

(3) 落札該当者が2名以上ある場合は、抽せんにより落札者を決定する。

(4) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、14(2)に記載した履行保証措置を講じたうえで、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

17. 入札の無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札。



- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 入札金額を加除訂正した入札。
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (5) 談合その他不正な行為があったと認められる入札。
- (6) 入札書記載の金額と工事積算内訳書記載の金額が同額でない入札。
- (7) その他申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、野洲市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 18. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、既に投函した入札書を撤回できるものではない。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
  - 1) 入札執行前には入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
  - 2) 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退したものは、これを理由として以後不利益な取り扱いを受けるものではない。

#### 19. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力(地震、風水害等)によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と請負者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と請負者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。

#### 20. 契約の締結

この工事の契約については、野洲市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし議決を得たときに契約が成立するものとする。

#### 21. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、監理技術者の変更については、下記に該当する場合に限り監督職員と協議の上、変更を認めることができる。

- (1) 病気により監理技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理技術者が死亡した場合
- (3) 当該監理技術者が退職した場合
- (4) 当該監理技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者として従事した場合

なお、監理技術者を変更する場合は、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記(6)により監理技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について発注者と協議すること。

#### 22. 支払条件

- (1) 「前金払・中間前金払」を行う。

保証事業会社の保証証書の提出があったときは、野洲市契約規則に基づき前金払及び中間前金払を行う。前金払は請負金額の40%以内とし、中間前金払は請負金額の20%以内とする。限度額は5億円までとする。

なお、債務負担行為に基づくことから、各会計年度において前払金の支払いを行う場合は、上記「請負金額」とあるのは、「請負金額の支払年度区分額」と読み替えるものとする。

(2) 「部分払」を行う。

1 会計年度につき 3 回を限度とし、出来高の 10 分の 9 以内の部分払を行うことができる。ただし、最初の部分払は請負代金額の 10 分の 4 以上の出来高を必要とする。

なお、債務負担行為に基づくことから、各会計年度において部分払を行う場合は、上記「請負代金額」とあるのは、「請負金額の支払年度区分額」と読み替えるものとする。

(3) 上記中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することができない。

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はありません。

24. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、野洲市建設工事入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記 7 (3) 1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

(4) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

※ 入札書等の各種様式については、野洲市のホームページに掲載していますのでご利用下さい。

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp/>



おすすめ情報内 申請書・提出書ダウンロード



入札関係



入札書 (工事)

委任状 (工事)

入札辞退届

一般土木工事・建築工事積算内訳書